

福島市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

福島市長 馬 場 雄 基

福島市規則第 70 号

福島市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

福島市介護保険条例施行規則（平成12年規則第41号）の一部を次のように改正する。

第8条中「介護保険料納入通知書」を「納入通知書（保険料額決定通知書）」に、「介護保険料特別徴収開始通知書」を「納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書」に、「介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」を「納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書」に改める。

第11条第2項中「介護保険料減免決定通知書」を「介護保険料減免承認通知書」に改める。

様式第1号から様式第2号の2までを次のように改める。

年 月 日

福島市長

印

## 納入通知書（保険料額決定通知書）

年度分（ 年度調定分）の介護保険料額が次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号	被保険者氏名
生年月日	性別
住所	
決定年月日	
決定理由	

年間保険料額	月	期別	保険料額		普通徴収の場合の納期限
			特別徴収	普通徴収	
	4月				
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				
	計				
	合計額				

特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。

なお、2月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、翌年度4・5・6月も2月と同額の保険料を年金から特別徴収します。

## 保険料算定の基準

期間	月数 ①	保険料段階	保険料額 ②	保険料算出額 ③ (② × ① / 12)	減免額 ④	減免後保険料額 ③ - ④
~						

## 保険料段階の算出根拠

本入院税区分	世帯課税区分	生活保護	老齢福祉年金	公的年金等の収入金額	合計所得金額

## (お問い合わせ先)

## ○賦課の根拠等

この介護保険料は介護保険法第129条及び福島市介護保険条例第7条の規定によって賦課されるものです。

## (賦課 年日) 当該年度の初日(4月1日)になります。(介護保険法第130条)

(納付義務者) 賦課期日現在において福島市内に住所がある65歳以上の方(介護保険法施行法第11条第1項及び介護保険法施行規則第170条に規定する者を除く。)及び他市町村の介護保険施設に住所を有する福島市の第1号被保険者になっている方に納付していただきます。

(連帯納付義務) 世帯主又は配偶者の一方は、市町村が当該世帯に属する第1号被保険者の保険料を、普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連坐して納付する義務があります。(介護保険法第132条)

(月割賦課) 賦課期日後において第1号被保険者の支拂を飲食したときはその日の属する月から、喪失したときはその日の属する月の前月まで月割りで算定した保険料が課されます。



年 月 日

福島市長

印

## 納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書

年度分（ 年度調定分）の介護保険料額が次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号	被保険者氏名
生年月日	性別
住所	
決定年月日	
決定理由	

年間保険料額	月	期別	保険料額		普通徴収の場合の納期限
			特別徴収	普通徴収	
	4月				
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				
	計				
	合計額				

特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。

なお、2月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、翌年度4・5・6月も2月と同額の保険料を年金から特別徴収します。

## 保険料算定の基礎

期間	月数 ①	保険料段階	保険料額 ②	保険料算出額 ③ (② × ① / 12)	減免額 ④	追加後保険料額 ⑤ = ③ - ④
~						

## 保険料段階の算出根拠

本人課税区分	世帯課税区分	生活保護	老齢福祉年金	公的年金等の収入金額	合計所得金額

## (お問い合わせ先)

## ○ 訓課の根拠等

この介護保険料は介護保険法第129条及び福島市介護保険条例第7条の規定によって賦課されるものです。

## (賦課期日) 当該年度の初日（4月1日）になります。（介護保険法第130条）

(納付義務者) 賦課期日後において福島市内に住むことがある65歳以上の方（介護保険法施行法第11条第1項及び介護保険法施行規則第170条に規定する者を除く。）及び他市町村の介護保険施設に住所を有する福島市の第1号被保険者になっている方に納付していただきます。

(被保険者) 世帯主又は配偶者の一方は、町村が当該世帯に基づく第1号被保険者の保険料を、普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帶して納付する義務があります。（介護保険法第132条）

(月割賦課) 賦課期日後において第1号被保険者の支給を取得したときはその日の属する月から、喪失したときはその日の属する月の前月まで月割りで算定した保険料が課されます。

(延滞金) 納期限までに完納されないときは、納付の日までの期間に応じて、当該納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間は、延滞金特別基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合）に年1%を加算した割合か、年7.3%のいずれか低い割合、その後の期間については延滞金特別基準割合に年7.3%を加算した割合か、年14.6%のいずれか低い割合を乗じて計算した延滞金が加算されます。

(審査請求)  
1. この通知書に記載された処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県介護保険審査会に対して、審査請求することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するに審査請求をすることがあります。）。  
2. 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、この審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島市を被告として（訴訟において福島市の代表者は福島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、①審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消しの訴えを提起することができます。

福島市 納付書（原符）

○ 督促状兼領収証書

○

□座番号	
加入者名	福島市会計管理者

□座番号	
加入者名	福島市会計管理者

切り取らないで金融機関等にお出し下さい。

納付者氏名・名称	
通知書番号	
未納額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計金額	円

この領収証書は 大切に保管して下さい。	
通知書番号	
未納額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計金額	円

納期限	
指定期限	

納期限	
指定期限	

備考	
----	--

備考	
----	--

上記の保険料につきましては、指定の納期限を経過しておりますが、現在未納となっておりますので、ご確認のうえ、至急お近くの金融機関で納付してください。

福島市長

印

上記のとおり納付します。

上記のとおり領收しました。

領 収 日 付 印
（金融機関保管・コンビニ等店舗控）
取扱代行

領 収 日 付 印
福島市会計管理者 福島市指定金融機関 福島市指定代理金融機関 福島市収納代理金融機関
取扱代行

（納付者保管）

取 入 印 紙 不 要

様式第7号を次のように改める。

年 月 日

福島市長

印

### 介護保険料 減免承認通知書

	被保険者番号				
納付義務者住所					
納付義務者氏名					
減免事由	減免前		減免額		保険料額
年 月 日付けで申請のあった保険料減免については、 上記のとおり承認と決定したので通知します。					
決定年月日	年 月 日				

問い合わせ

#### 審査請求

- この通知書に記載された処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して8か月以内に、福島県介護保険審査会に対して、審査請求することができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して8か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。)。
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、この審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して8か月以内に、福島市を被告として(訴訟において福島市の代表者は福島市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して8か月以内であつても、この審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するまで取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、①審査請求があつた日の翌日から起算して8か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号を次のように改める。

年　月　日

福島市長

印

### 介護保険料減免取消通知書

に承認しました

介護保険料の減免については、次のとおり取り消しましたので通知します。

被保険者番号	被保険者氏名
減免取消年月日	取消した減免額
減免前保険料額	取消後保険料額
取消理由	
備考	

#### 問い合わせ

#### 審査請求

- この通知書に記載された処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して8か月以内に、福島県介護保険審査会に対して、審査請求することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して8か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります）。
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して8か月以内に、福島市を被告として（訴訟において福島市の代表者は福島市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して8か月以内であっても、この審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、①審査請求があつた日の翌日から起算して8か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消しの訴えを提起することができます。

#### 附 則

この規則は、令和8年1月5日から施行する。